

裁 決 書

審査請求人

氏名

様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 25 年 1 月 16 日付けで提起のあった、安城市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成 25 年 1 月 4 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

原処分を取り消します。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分につき、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人は、この点から原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

処分庁は指導指示に従わない場合には、保護の停止及び廃止をすると恐喝しており、その懲罰として原処分が決定されているのは不当である。

第 2 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、次のとおりであり、処分庁はこの点から原処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

1 原処分に至った経緯

- (1) 平成 24 年 4 月 5 日、処分庁職員が、請求人に対して、法第 63 条に基づく返還金の残額の完済を求めたところ、請求人に拒否された。
- (2) 同年 5 月 2 日、処分庁職員は、請求人に対して求職活動をしていないことを口頭で指導し、さらに返還金の催告をすると、請求人はポケットからナイフを取り出した。
- (3) 同月 24 日、請求人の主治医から医療要否意見書が届き、 で
 しているものの、 は %前後で安定し、軽作業程度可能との意見であったため、処分庁は請求人対する求職活動の指導を継続することとした。
- (4) 同年 6 月 5 日から、同年 11 月 5 日にかけて、処分庁職員は、請求人に対し、求職活

動と返還金について口頭指導を繰り返した。

- (5) 同年 11 月 19 日、請求人の主治医から医療要否意見書が届き、 で
 しているものの、 は %であり、軽作業程度可能との意見であったため、処分庁は請求人に対する求職活動の指導を継続することとした。
- (6) 同月 19 日、処分庁はケース検討会議を開催し、請求人に対し、
 - 1 求職活動を実行させるために文書指導を実施する。
 - 2 返還金の完済について文書指導を実施する。
 - 3 従わない場合は、生活保護の停止及び廃止とする との 3 点を決定した。
- (7) 同月 21 日、処分庁職員は、請求人宅を訪問し、平成 24 年 11 月 21 日付け 24 社福第 261 号による法第 27 条第 1 項の指導指示書を請求人に直接交付した。
- (8) 同年 12 月 5 日、請求人より指導指示内容が実行されなかったため、処分庁職員は、平成 24 年 12 月 5 日付け 24 社福第 286 号による法第 62 条第 4 項の弁明の機会通知書を請求人に直接交付した。
- (9) 同月 7 日、請求人が処分庁に来所し、弁明として、求職活動の実行を拒否したことには「無駄だから」「面接しても断られる」、と主張し、返還金を完済しない理由については、「ゴネ得だ」と語った。
- (10) 同月 10 日、処分庁は、請求人の保護停止を決定した。
- (11) 同月 13 日、処分庁職員が請求人宅を訪問したが、不在であったため、平成 24 年 12 月 13 日付け 24 社福第 302 号による保護停止決定通知書及び平成 24 年 12 月 13 日付け 24 社福第 303 号による法第 27 条第 1 項の指導指示書（2 回目）を郵便ポストに差し置いた。
- (12) 同月 21 日、処分庁職員が請求人宅を訪問したが、不在であったため、平成 24 年 12 月 21 日付け 24 社福第 328 号による法第 62 条第 4 項の弁明の機会通知書（2 回目）を郵便ポストに差し置いた。
- (13) 同月 25 日、請求人は弁明の機会に処分庁に来所しなかった。
- (14) 同月 28 日、処分庁は、請求人の保護廃止を決定した。
- (15) 平成 25 年 1 月 4 日、処分庁職員が請求人宅を訪問したが、不在であったため、平成 25 年 1 月 4 日付け 24 社福第 344 号による保護廃止通知書を郵便ポストに差し置いた。

2 処分庁の意見

- (1) 法第 60 条には、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。」と勤労が義務付けられている。請求人は、医療要否意見書において、持病の は安定しており、軽作業程度は可能という判断がなされていたため、処分庁として請求人に求職活動を求めたことは妥当であり、他に就労阻害要因もない。

そこで、処分庁は再三にわたり口頭及び文書により、求職活動の実行及び返還金を完済するよう指導したが、請求人はこれに従う意思を全く見せず、自らの能力を活用し、就労しようとする努力は何らしていなかった。

- (2) 処分庁は、平成 24 年 12 月 13 日付け 24 社福第 303 号により、再度求職活動の実行及び返還金を完済するように指導したが、請求人はこの指導にも従わず、また弁明の機会にも処分庁に来所しなかった。

こうした所要の手続きを経たうえで、請求人には稼働能力がありながら勤労の義務を果たす意思がなく、根拠なく指導指示を拒否していると判断したため、原処分に至ったものである。

以上のとおりであるから、原処分に違法又は不当な点はない。

第 3 審査庁の判断

審査請求書、弁明書、及び処分庁から提出された関係書類等の物件から、次のように判断する。

1 認定した事実

- (1) 平成 15 年 4 月 24 日、請求人は [] で仕事もできず、生活できないとのことで、処分庁あてに保護申請を提出し、処分庁は同日受理した。
- (2) 同年 5 月 8 日、処分庁は請求人に対して、平成 15 年 4 月 24 日より保護を開始した。
- (3) 平成 24 年 4 月 5 日、処分庁職員が、請求人に対して、法第 63 条に基づく返還金の残額の完済を求めたところ、請求人は「残り [] 円だけなので、支払えば終わってしまう」と言った。
- (4) 同年 5 月 2 日、処分庁職員は、請求人に対して求職活動をしていないことを口頭で指導し、週 1 回以上の求職活動に行くよう伝えたところ、請求人も同意した。
さらに返還金の催告をすると、請求人は声を荒げて反論し、ポケットからナイフを取り出したが、相談員が制止したところ、ナイフを再びポケットに収めた。
- (5) 同月 24 日、請求人の主治医から医療要否意見書が届き、[] で [] [] しているものの、[] は [] % 前後で安定し、軽作業程度可能との意見であった。
- (6) 同年 6 月 5 日から、同年 11 月 5 日にかけて、処分庁職員は、請求人に対し、求職活動と返還金について口頭指導を繰り返した。
- (7) 同年 11 月 19 日、請求人の主治医から医療要否意見書が届き、[] で [] [] しているものの、[] は [] % であり、軽作業程度可能との意見であった。
- (8) 同月 19 日、処分庁はケース検討会議を開催し、請求人に対し、
1 求職活動を実行させるために文書指導を実施する。
2 返還金の完済について文書指導を実施する。
3 従わない場合は、生活保護の停止及び廃止とする との 3 点を決定した。
- (9) 同月 21 日、処分庁職員は、請求人宅を訪問し、平成 24 年 11 月 21 日付け 24 社福第 261 号による法第 27 条第 1 項の指導指示書を請求人に直接交付した。
- (10) 同年 12 月 5 日、請求人より指導指示内容が実行されなかったため、処分庁職員は、平成 24 年 12 月 5 日付け 24 社福第 286 号による法第 62 条第 4 項の弁明の機会通知書を請求人に直接交付した。

- (11) 同月7日、請求人が処分庁に来所し、求職活動を実行しなかった弁明として、「無駄だから」「(面接に)行ったところで、(結果はダメだと)見えている」と答え、就労義務について説明したが、請求人は納得した様子ではなかった。

また、法第63条に基づく返還金を納付しない弁明として、「当初の生活保護担当者が「少しだけ返還金が出る」といったが、実際には(入院給付金)全てだった。これは納得できない」、「(世の中は)ゴネ得だ」と語った。

- (12) 同月10日、処分庁は、請求人の保護停止を決定した。
- (13) 同月13日、処分庁職員が請求人宅を訪問したが、不在であったため、平成24年12月13日付け24社福第302号による保護停止決定通知書及び平成24年12月13日付け24社福第303号による法第27条第1項の指導指示書(2回目)を郵便ポストに差し置いた。

《指導指示内容》

1 被保護者は、能力に応じて勤労に励むことが義務付けられています。しかし、あなたは、働くことのできる状態にありながら、求職活動さえ行っていません。ついては、求職活動を実行するため、本日から毎週、月・水・金曜日のいずれかの日に、事前に電話連絡した上で、安城市社会福祉事務所の就労指導員と面接し、指導を受けること。

2 生活保護法第63条による返還金の残額■■■■円を納付すること。

納付期限：平成24年12月19日

- (14) 同月21日、処分庁職員が請求人宅を訪問したが、不在であったため、平成24年12月21日付け24社福第328号による法第62条第4項の弁明の機会通知書(2回目)を郵便ポストに差し置いた。
- (15) 同月25日、請求人は弁明の機会に処分庁に来所しなかった。
- (16) 同月28日、処分庁は、請求人の保護廃止を決定した。
- (17) 平成25年1月4日、処分庁職員が請求人宅を訪問したが、不在であったため、平成25年1月4日付け24社福第344号による保護廃止通知書を郵便ポストに差し置いた。

2 判断

法第27条第1項には、「保護に実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。

具体的には、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の第11の2に「特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行うこと。」として、以下の場合を列記している。

- ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労(そのために必要な訓練等につくことを含む。)を可能とするに至ったとき。
- イ 義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能になったとき。

- ウ 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能なとき。
- エ 就労中であつた者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。
- オ アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。
- カ 次官通知第8の1による収入に関する申告を行わないとき。
- ク 世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。
- ケ 主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。
- コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。
- サ 施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があつたとき。
- シ キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。
- ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。

また、法第58条には、「被保護者は、既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押さえられることがない。」と規定されており、法第63条に基づく返還金については、地方公共団体の歳入であり、国税滞納処分のような強制徴収の方法を講ずることはできず、一般債権と同様の保全手続に従って返還させるべきものである、とされている。

原処分についてこれを見るに、処分庁が決定した、平成24年12月13日付け24社福第303号による法第27条第1項の指導指示書(2回目)には、生活保護法第63条による返還金の残額■■■■円を納付すること。納付期限：平成24年12月19日とあるが、法第63条の返還金については、一般債権と同様の保全手続に従って返還させるべきものであり、法第27条の指導指示の対象となるべき事由に該当しないことは言うまでもない。

したがって、処分庁が平成24年12月13日付け24社福第303号で決定した法第27条第1項の指導指示書(2回目)は行政手続として違法であり、同指導指示違反を前提とした原処分はこの限りにおいて、違法であると言える。

以上のとおり、原処分は違法であり、取消を免れない。

よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成25年4月17日

愛知県知事 大村 秀 章

